

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 本市の人口構造

本市の人口は、平成 27 年の国勢調査において 167,378 人でしたが、令和 2 年の同調査においては 162,439 人と減少しています。

また、年少人口の割合は、人口 16 万人を超えて以降、最初の国勢調査であった平成 7 年には 15.7%でしたが、年々減少が続き、令和 2 年には 11.2%になっています。一方、老年人口の割合は 9.9%が 30.4%と、25 年間で約 3 倍の増加となり、急速に少子高齢化が進んでいます。

イ 本市の産業構造

平成 26 年の経済センサス基礎調査では、市内に 4,970 事業所が存在し、その産業構成は第一次産業が 21 事業所 (0.4%)、第二次産業が 921 事業所 (18.5%)、第三次産業が 4,028 事業所 (81.1%) となっていますが、平成 21 年の同調査との比較では、第一次産業で 5 事業所、第二次産業で 82 事業所、第 3 次産業で 266 事業所と全産業において事業所数が減少しています。

ウ 本市の中小企業者の実態等

内閣府が発表している月例経済報告では、平成 26 年以降、景気が緩やかに回復しているとされていますが、市内中小企業においては、景気の浮揚感を十分に実感できていない状況にあります。

また、本市が令和元年に実施した工業実態調査においては、人材確保等の経営上の課題を解決するために不足しているものとして「設備」を上位にあげているものの、設備投資について「現状維持」としている事業所が 6 割を超えており、依然として設備投資意欲は低い状況です。

(2) 目標

市内中小企業が人手不足や働き方改革への対応等、厳しい事業環境を乗り越えることができるよう、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図るため、本導入促進基本計画を作成する。

目標として、先端設備等導入計画の認定事業者数を毎年度 25 事業者とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

なお、労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たりの年間就業時間）で除したものとする。

2 先端設備等の種類

本市域内の生産性を包括的に高めるため、本計画において対象とする先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内に広く所在する全事業所を対象とするため、本計画における対象区域は、秦野市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、様々な業種により構成されているため、本計画における対象業種は「日本標準産業分類」に該当する全業種とする。また、対象事業については、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組でないこと。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- ・その他法令に違反していないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。